

以下のとおり、判定します。

障がいの状況		等級
同一の障がい区分・等級で 2つの重複する障がいがある	➡	個別の障がい等級の 1級上の等級（※）

（※）但し、2つの重複する障がい身体障害者福祉法施行規則別表第5号の表中に指定されているものは当該等級とします。

例1 下肢不自由で3級以上を要件とする「介護運転（家族等運転）」の場合

（表1）

障がいの状況		等級
右下肢の機能の著しい障がい（下肢4級） 左下肢の膝関節の機能を全廃したもの（下肢4級）	➡	下肢3級

身体障がい者手帳に（表1）のとおり表記されている場合、個別の等級である「下肢4級」では減免の対象となりませんが、同一の障がい区分・等級で2つの重複があれば1級上の「下肢3級」で判定することとなり、減免の対象となります。

例2 上肢不自由で2級以上を要件とする「本人運転」の場合

（表2）

障がいの状況		等級
右上肢のすべての指を欠くもの（上肢3級） 左上肢のすべての指の機能を全廃したもの（上肢3級）	➡	上肢2級

身体障がい者手帳に（表2）のとおり表記されている場合、個別の等級である「上肢3級」では減免の対象となりませんが、同一の障がい区分・等級で2つの重複があれば1級上の「上肢2級」で判定することとなり、減免の対象となります。

例3 下肢不自由で3級以上を要件とする「介護運転（家族等運転）」の場合

（表3）

障がいの状況		等級
右下腿1/2以上欠損（下肢4級） 左下腿1/2以上欠損（下肢4級）	➡	下肢2級

身体障がい者手帳に（表3）のとおり表記されている場合、「両下肢を下腿の1/2以上欠損（2級）」と身体障害者福祉法施行規則別表第5号の表中に指定されていることから減免の対象となります。

その他の要件もありますので、詳しくは税制課（TEL：537-7314）まで